

議第62号

令和2年度各務原市一般会計補正予算（第8号）

令和2年度各務原市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ329,429千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,128,949千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年8月27日提出

各務原市長 浅野 健 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
16 国庫支出金		25,472,876	900	25,473,776
	1 国庫負担金	5,836,177	7,058	5,843,235
	2 国庫補助金	19,487,531	△ 6,158	19,481,373
17 県支出金		3,720,487	8,261	3,728,748
	2 県補助金	1,018,137	8,261	1,026,398
20 繰入金		8,353,482	38,826	8,392,308
	1 基金繰入金	8,353,482	38,826	8,392,308
21 繰越金		1,164,418	275,442	1,439,860
	1 繰越金	1,164,418	275,442	1,439,860
23 市債		3,200,800	6,000	3,206,800
	1 市債	3,200,800	6,000	3,206,800
歳 入 合 計		72,799,520	329,429	73,128,949

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		23,768,057	275,116	24,043,173
	1 総務管理費	22,590,862	275,116	22,865,978
3 民生費		15,455,669	16,623	15,472,292
	1 社会福祉費	5,931,914	10,612	5,942,526
	3 児童福祉費	7,475,678	6,011	7,481,689
4 衛生費		3,869,359	0	3,869,359
	2 環境費	2,646,397	0	2,646,397
6 農林水産業費		398,355	2,000	400,355
	1 農業費	102,572	2,000	104,572
8 土木費		4,269,794	15,052	4,284,846
	2 道路橋梁費	1,874,679	15,052	1,889,731
	4 都市計画費	1,050,841	0	1,050,841
10 教育費		7,263,612	20,638	7,284,250
	2 小学校費	1,357,475	7,113	1,364,588
	3 中学校費	644,656	13,022	657,678
	4 特殊学校費	57,283	503	57,786
歳 出 合 計		72,799,520	329,429	73,128,949

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
都市計画道路犬山東町線 バイパス用地取得事業	令和2年度から 令和7年度まで	183,624
I C T 支 援 員 配 置 事 業	令和2年度から 令和3年度まで	49,123

第3表 地方債補正 (変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
し尿処理施設 整 備 事 業	千円 42,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすること ができる。	千円 48,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすること ができる。

議第63号

令和2年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度各務原市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147,709千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,538,305千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月27日提出

各務原市長 浅野健司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
10 繰越金		2,600	147,709	150,309
	1 繰越金	2,600	147,709	150,309
歳 入 合 計		11,390,596	147,709	11,538,305

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 総務費		141,357	62,522	203,879
	1 総務管理費	141,357	62,522	203,879
5 諸支出金		5,100	85,187	90,287
	1 償還金及び還付加算金	5,100	85,187	90,287
歳 出 合 計		11,390,596	147,709	11,538,305